

レジャーと税金

ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用する方に対して、利用の日ごとに定額で課税されます。この税収の10分の7は、ゴルフ場が所在する区市町村に交付されます。

納める方

ゴルフ場の利用者

納める額

ゴルフ場のホール数や利用料金等により等級が定められています。

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
税率	1,200円	1,100円	1,000円	900円	800円	600円	500円	400円

納める時期と方法

ゴルフ場経営者など（特別徴収義務者）が、利用者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに都税事務所・都税支所・支庁に申告して納めます。

● ゴルフ場とは

ホールの数が18以上であり、かつ、ホールの平均距離が100m以上の施設及びホールの数が9以上で、かつ、ホールの平均距離がおおむね150m以上の施設をいいます。

● ゴルフ場利用税の非課税や軽減は

18歳未満の方、70歳以上の方、障害のある方、国民スポーツ大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手、国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手がゴルフ場を利用した場合や、学生等が学校の教育活動として利用した場合には、課税されません。

また、都では、65歳以上70歳未満の方や利用時間について特に制限のある利用（早朝・薄暮利用など）をした方が一定の要件に該当するゴルフ場の利用を行った場合には、税率を2分の1に軽減しています。

狩猟税

鳥獣の保護や狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税で、狩猟者の登録に対して課税されます。

納める方

狩猟者の登録を受ける方

納める額

登録を受ける狩猟免許の種類により異なります。62ページの税率表をご覧ください。

納める時期と方法

狩猟者の登録を受けるとき、東京都主税局や都税事務所、支庁に納めます。

○税率表

免許の種類	区分	税率
第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 ^{*1}	A	16,500円
	B	11,000円
網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録 ^{*2}	A	8,200円
	B	5,500円
第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録 ^{*3}		5,500円

- * 1 散弾銃・ライフル銃
* 2 網猟免許、わな猟免許の、それぞれの区分ごとに課税されます。
* 3 空気銃（ガス銃を含む。）

- A：第一種銃猟又は網猟・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける方で、Bに該当する方以外の方
B：都民税又は道府県民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、同一生計配偶者、扶養親族以外の方。当該同一生計配偶者、扶養親族のうち農林水産業に従事している方
(注1) 第一種銃猟免許登録を受けた方が空気銃を使用する場合には、第二種銃猟に係る狩猟税は課されません。
(注2) 次の措置が令和11年3月31日まで講じられます。
①対象鳥獣捕獲員・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者には、狩猟税は課されません。
②狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可又は当該許可に係る従事者証の交付を受けて、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合における狩猟税の税率を2分の1とします。

都たばこ税

都たばこ税は、卸売販売業者等が都内の小売販売業者にたばこ（輸入たばこを含む。）を売り渡す場合等に課税される税金で、たばこの価格に含まれています。
都内でたばこを買っていただくと、たばこの流通を通じ、都の税収入となり、皆さんの暮らしに役立てられていきます。

納める方

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者など

納める額

製造たばこ本数（1,000本につき）

×

税率

納める時期と方法

1か月分の製造たばこの品目ごとの売渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末日までに都税事務所に申告して納めます。都たばこ税の申告納付は、**港都税事務所**が一括して取り扱っています。

○税率（1,000本につき）

	都たばこ税	区市町村たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税（国税）	合計
平成30年10月～令和2年9月	930円	5,692円	5,802円	820円	13,244円
令和2年10月～令和3年9月	1,000円	6,122円	6,302円	820円	14,244円
令和3年10月以降	1,070円	6,552円	6,802円	820円	15,244円

※製造たばこの税率は、平成30年10月から令和3年10月にかけて段階的に引き上げられました。

宿泊税

都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月1日から実施されています。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられます。

納める方

都内の旅館・ホテルに宿泊する方

納める額

宿泊数 × 税率

○税率

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円以上15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

（注）宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

【宿泊料金とは】

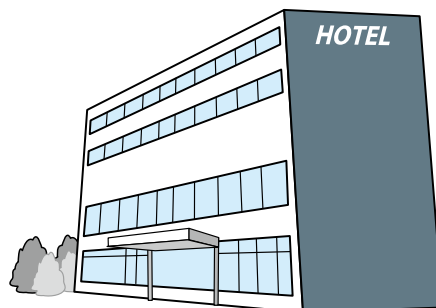
食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

宿泊料金に含まれるもの	・素泊まりの料金 ・素泊まりの料金にかかるサービス料
宿泊料金に含まれないもの	・消費税等に相当する金額 ・宿泊以外のサービスに相当する料金 （例）食事、会議室の利用、電話代等

納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が、宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに、主管の千代田都税事務所のほか、各都税事務所・都税支所・支庁に申告*して納めます。

*郵送・窓口での申告のほか、eLTAX（<https://www.eltax.lta.go.jp>）からの電子申告も受け付けています。



令和6年度東京都税制調査会報告

東京都税制調査会は、地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方等の参考とするため、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う懇談会です。都議会議員、大学教授、実務家、都内自治体の首長を委員として、知事から意見を求められた税制その他関連する諸制度の在り方について、議論を行い、その成果を報告としてまとめ、公表しています。

令和6年度は、3年を1期とする東京都税制調査会第8期の最終年度でした。これまで継続的に議論してきた「ふるさと納税」、「環境関連税制」等に加え、新たに「社会保障を支える財源をめぐる課題」や「税の公平性を踏まえた簡素化の在り方」等を議論しました。

○ 令和6年度東京都税制調査会報告の主な内容

1 ふるさと納税

- 受益と負担という地方税の原則、寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うべき見直しの方策について、主な意見は以下のとおり
 - ・ 「寄附」本来の姿に近づけるため、返礼割合の段階的引下げ、自己負担額下限の引上げ、特例分控除割合の上限の引下げ等も考えられる
 - ・ 特例分の控除額に定額で上限を設定することが考えられる
 - ・ 返礼品は、所得税法第78条の「特別の利益」に当たると考えられ、控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべき
 - ・ 個人住民税からの控除は、受益と負担という地方税の原則を歪め、地方自治に反するものであり、所得税から控除すべき

2 環境関連税制（車体課税）

- 車体課税について、CO₂排出量基準を取り入れるなど、より積極的に環境税制として位置付けていくことが重要
- 中長期的な方向性として、環境配慮とともに、安定的な財源確保の観点から、例えば、課税標準を車体重量若しくは走行距離に、又はCO₂排出量・車体重量・走行距離の組合せとする方法の検討が必要
- 乗用車新車販売の約6割を占めるハイブリッド自動車に対して、環境性能に応じた税負担を求めることで、より環境性能に優れたハイブリッド自動車の選択を促進することが重要

東京都主税局ホームページには、令和6年度東京都税制調査会報告をはじめ、過去の報告や調査会の資料、ライブ配信映像（会議の様子）を掲載しています。ぜひご覧ください。

東京都税制調査会 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/basic/report>